

2019年3月29日
電力広域的運営推進機関

2019年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見について（案）

2019年度の供給計画の取りまとめにあたって、電気事業法第29条第2項の規定に基づき、以下のとおり意見します。

1. 容量市場が機能するまでの間の確実な供給力の確保に向けて

本機関は、昨年度の供給計画の取りまとめにおいて、旧一般電気事業者が離脱需要の増加に応じて保有する供給力を減少させていく一方で、シェアを増やした中小規模の小売電気事業者は調達先未定などにより自らが保有する供給力の割合が低いことから、結果的にエリアの予備率が減少しており、この傾向が今後も進むものと想定した。2019年度供給計画の取りまとめにおいても、この傾向が続いていることが改めて確認された。

加えて、2019年度供給計画において、新たに以下の傾向及び実態が確認された。

<供給力を積み増す動き>

- ・本機関からすべての電気事業者への協力要請文の発出、並びに主要な電気事業者への個別要請及びヒアリングの結果、夏季・冬季の電源補修量の抑制が図られた。ただし、事業者の実情やヒアリングを踏まえると、作業員の制約や経済的な理由により、今後は本機関からの要請だけではこれ以上の大幅な補修量の抑制は期待できないと考えられる。
- ・50Hz地域は昨年度の厳寒時の需給状況を受け、一部の休止計画を見直し、需給に万全を期す動きがあった。

<供給力を減らす動き>

- ・旧一般電気事業者（小売及び発電部門）は、自エリア内では大きくシェアを落とすと想定し、これに合わせて電源の新たな休止を計画している。ただし、容量市場の創設も見据え、短期で立ち上げ可能な状態を維持する計画としているとともに、今後は電源の休廃止を社内決定する前の段階で、本機関が本年4月に設置する「発電設備等の情報に関する掲示板」を積極的に活用する意向を示している。
- ・みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）間での競争が激化する中、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者が過半の資本を占める事業者を含む）も自エリア外では、他の新電力と同様、供給力を調達先未定とする傾向が見られた。

以上のような傾向の下で需給バランスを集計したところ、2019年度供給計画の取りまとめでは、連系線活用後の需給バランス評価において、短・長期ともに適正予備率である8%を確保できる見通しとなった。

また、電力レジリエンス強化の観点で、厳気象や稀頻度リスクに備えた必要供給力の見直し及び再エネ供給力（kW価値）の評価方法見直しが議論されているが、現時点では、適切

な補修調整や休止電源の有効活用が図れれば、必要な供給力は確保できると考えられる。

しかし、容量市場による容量確保が開始される2024年度までに、今後電源の休廃止がさらに増加する可能性も否定できず、小売電気事業者が必要な供給力を確保できない見通しになった際には、移行期のやむを得ない対応として、一般送配電事業者が主体となって供給力を確保せざるを得ない。

本機関としては、適切なタイミングで電源の補修調整や休止時期の後ろ倒し、再立ち上げなどの供給力確保が確実かつ機動的に実施できるよう、電源のリクワイアメントをはじめ、供給力の確保に向けた仕組みの詳細について検討していく。国においては、電源確保に伴う費用負担なども含めた制度的措置のあり方について検討願いたい。

こうした取組と並行して、今後は供給力確保状況をきめ細かく逐次把握していくことが重要となることから、本機関としては、電源の休廃止予定の事前把握などに注力するとともに、休廃止予定前の電源の有効活用に向けた「発電設備等の情報に関する掲示板」の活用などの取組を徹底していく。

2. 容量市場創設後の供給計画のあり方

これまで供給力(kW)については、供給計画の中で必要量が確保されているかを確認してきた。他方、現在、詳細検討が進められている容量市場の創設後は、その仕組みの中で必要な供給力が確保されることとなり、現在のように調達先未定や販売先未定の供給力が増える傾向の下では、その確実な実施が求められているものである。

また、容量市場が創設された後の供給計画においては、その目的・役割が重複するところがあり、電気事業者(小売電気事業者・発電事業者・一般送配電事業者)ごとに求められる計画内容や確認すべき事項が異なってくることから、それぞれの目的・役割を整理しつつ、将来の供給計画のあり方としてより効率的・効果的な仕組みへ変えていく必要がある。

本機関としては、容量市場の仕組みの中で担保すべき情報を整理した上で、需給調整市場や、国の審議会(総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合)で検討されているインバランス料金制度の見直しの検討状況等を踏まえつつ、供給計画において把握すべき情報やその目的について検討していく。国においても容量市場創設後の供給計画のあり方について、本機関と連携して検討を進められたい。

¹ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第29回制度検討作業部会 資料3-1参照

3. 再エネ大量導入の下でのレジリエンス強化に向けた調整力について

国の電力レジリエンスワーキンググループの中間とりまとめを受けて、本機関では容量市場での供給力の対象範囲を、厳気象、稀頻度リスク等への対応も含めたものにすべく検討中であるが、これらはいわゆるアデカシー（必要な設備容量）の観点のものである。

一方、本年1月の中部エリアにおける予測に対する厳寒による需要増と曇天による太陽光発電の供給力減少により需給がひっ迫した事象については、アデカシーの確保が十分になされているだけでは不十分であり、調整力の確保および運用も重要であることを考えさせられるものであった。

これら事象に関連して、国の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、今後のあり方について議論されているところであるが、当面は電源Ⅰの通年運用への見直しによる確保、需給調整市場創設後は三次調整力²のΔkW調達による確保を行い、これら確保した調整力を運用していくことになる。

本機関としては、需給調整市場創設に向けて再生可能エネルギーの大量導入を踏まえた調整力の確保および運用のあり方について引き続き検討していくが、国においても、インバランス制度、費用負担のあり方など関連する制度見直しについて、引き続き検討願いたい。

以上

² 三次調整力²（Replacement Reserve for FIT）は、一般送配電事業者がFIT特例制度^{①③}を利用して再エネに関して、前々日（特例制度^③は前日）からGCまでに発生する予測誤差を調整するために設けた調整力の商品。